

バイオマスマーク事業諸規程改定案に関するご意見・ご要望とご回答

2026年2月10日
バイオマスマーク事業事務局

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
1	経過措置	諸規程改定が2026年6月1日発効だが、猶予期間は設定されるのか。	新規及び変更申請は猶予期間は設定しませんので、2026年6月受付〆切分（毎月20日）については、諸規程改定後の内容にて申請下さい（2026年5月21日～31日の間も諸規程改定内容で申請を受け付け、諸費用を適用する）。 バイオマスマーク表示は猶予を認めます。ただし、使用契約毎に猶予が必要な理由が異なるので個別にご相談下さい（デザイン改版時、刻印金型変更時、等）。
2	申請	説明会資料P15 申請の範囲で1件で申請できる範囲がバイオマス原材料が同じ、表示バイオマス度が同じ、今回、石油由来の主原料が同じが追加となっていますが、複層フィルム全体の申請で、例えば、PE/バイオPE/PP/PEの組み合わせ、PP/バイオPE/PP/PEの組合せで、申請は多層全体の場合どう考えるか。	「バイオマスマーク事業実施細則案 第5（2）」にて、1つの申請にできない要件に、「石油由来の主原料が異なるもの」を追加しましたが、「石油由来の主原料が異なるもの」の記載を「 <u>主原料が異なるもの</u> 」へ修正予定です。 つまり、以下の例の通り、「主原料が同じもの」であれば1つの申請にできます。 (例) 石油由来の主原料とバイオマス原材料が同じ場合は、これらの重量割合を合計したもので主原料が同じかを判断します。具体的には、バイオLDPE、石油由来LDPEは同じLDPEとし、これらの重量割合の合計で主原料を判断します。
3	申請	説明会資料P15でHDPE,LDPEも別申請になるのですか。また、現行PE（石油由来主原料）にNyを追加し、石油由来主原料がNyになった場合、'26/6からは新規申請となるのですね。	ご認識の通りです。HDPE,LDPE,LLDPEは異なる原材料となります。 また、主たる石油由来の原材料が変わる場合（PEからNyへ）も1つの申請とできず、新規申請が必要です。
4	申請	バイオマスマーク申請時に新たに「申請商品のSDS」が必要とありますが、準備できない場合はどのようにすればよろしいでしょうか？また、「SDS交付対象の申請商品の場合」という記載もありますが、それはどちらで確認できますでしょうか？	申請商品のSDSについては、SDS交付義務※があるものは提出下さい。交付義務がない場合は、提出不要です。SDS交付義務のあるものは、以下の通りですので、詳細は申請者が確認下さい。 ※安全データシート（SDS）は、「指定化学物質または指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡・提供する時までに、その物質の危険性・有害性を評価して、その安全な取り扱い方法を伝えるために提供しなければなりません」とされています。日本国内では3つの法律（化管法、安衛法、毒劇法）で、それぞれ指定物質と提供の義務が別々に定められているため、どの法律の指定物質であるかによってもSDS交付義務が変わります。
5	申請	申請商品のSDSは、日本語・英語どちらでもよろしいのでしょうか？	申請商品のSDSは日本語または英語で作成下さい。 添付資料は日本語または英語で作成し、日本語または英語以外の書類は受理されません。
6	申請	シート（多層）の中心層にバイオマス原料を使用する場合、申請は中心層で申請する必要があるのですか。また、シートのSDSも必要になりますか。	中心層または多層全体のどちらでも申請は可能です。 中心層の申請および多層全体の申請共に、SDS交付義務があれば必要です。
7	申請	原料のSDS及びJCII確認証は提出できるが、全ての製品についてSDSの提出は必要か。	原材料・申請商品のSDSは交付義務があるものを提出下さい。 また、厚生省告示370号試験成績書は複数の色違い等がある場合、代表の1点の成績書の写しを提出下さい。
8	申請	試験結果は社内試験の報告でもよいか。	法律に従って必要な試験は、第三者機関の分析表が必要です。 例えば、食品用途の製品の場合、登録機関による厚生省告示370号試験成績書が必要です。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
9	申請	説明会資料 5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理（25ページ）について、「家庭用品品質表示法に基づく商品の表示の写真または試験結果は、発売済みの日用品、雑貨の場合、表示部分の写真を提出する。発売前の商品は試験結果等を提出する。」とありますが、「発売前の商品は試験結果等を提出する」というのは社内試験でも問題ないでしょうか	法律に従って必要な試験は、第三者機関の試験成績表が必要です。 例えば、食品用途の製品の場合、登録機関による厚生省告示370号試験成績書が必要です。
10	申請	変更申請要否について、現状では、例えば「LL のバイオマス度10%品のフィルム」といった処方ごとに認定をいただいているが、既に認定されている申請範囲内であれば、個々の製品※が追加された場合でも申請は不要でした。2026年6月以降、既認定の申請範囲内であっても、個々の製品が追加される場合には申請が必要となるという認識で合っていますでしょうか。	「バイオマスママーク事業実施細則案 第13バイオマスママーク認定商品に係る認定事項の変更申請方法1（1）～（9）」については変更申請が必要です。ご認識の通り、既認定商品の原材料で認定された重量%範囲であれば、諸規程改定後も変更申請は不要です。 ※ご質問記載の”製品”とは：既認定範囲内の処方（原材料及び重量割合等の組合せ）であるもの
11	申請	審査結果までの納期について、「個々の製品追加」が申請必要となる場合、審査結果の通知は現行通り、毎月の申請書受付締切日から概ね2ヶ月を要するのでしょうか。	「バイオマスママーク事業実施細則案 第13 バイオマスママーク認定商品に係る認定事項の変更申請方法 1（1）～（9）」にて、変更審査料が必要な内容であれば、ご認識の通りです。一方、変更審査料が必要な内容であれば、変更審査料が必要な場合よりも短い時間で審査結果を通知できる可能性があります。
12	申請	認定の範囲について「申請商品が商品の一部分の場合は、該当部分を反映した名称を申請商品名として記入する」とのご説明がありました。 以下事例の場合、どのような申請が必要になるのかご教示いただけますでしょうか。 <事例> インキを含む包装フィルムで認定を得た後、この認定商品に対して、使用部位がフィルムである別の包装フィルムを追加したい場合	申請商品名は1つのみで、複数の商品名は申請できません。 また、認定範囲を超える重量%の配合変更、新規原材料の追加または原材料の廃止、型式の追加等の場合、変更申請が必要です。 一方、原材料として、フィルム原材料とインク原材料で認定している場合、追加するフィルム原材料が認定範囲内であれば、この認定範囲内の処方範囲のため変更申請は不要です。
13	申請	既申請範囲内であれば、諸規程改定後も変更申請不要とのことです。以下事例の場合も申請不要との認識で問題ないでしょうか。 (例) 既認定商品：A市可燃ごみ袋・小 <変更点> ①原料処方等は認定範囲内でA市可燃ごみ袋・中、大等のサイズの製品が追加となる場合 ②原料処方等は認定範囲内でA市不燃ごみ袋・小が追加となる場合 ③B市可燃ごみ袋や不燃ごみ袋が追加となる場合	「バイオマスママーク事業実施細則案 第13 バイオマスママーク認定商品に係る認定事項の変更申請方法1（8）原材料や配合の変更を伴わない販売名、型式・品番の変更または追加」に該当するケースとなり、変更申請が必要です。
14	申請	様式1の申請商品が適合すべき法令等の欄について、合成樹脂に食品衛生法のチェック欄がありますが、食品衛生法の対応をしない場合は、対応不要でよろしいでしょうか。	ご指摘の箇所は、合成樹脂の樹脂ペレットを対象にした法令等のチェック欄です。申請商品が食品用途でない場合は、食品衛生法のチェックは不要です。なお、認定後食品用途への適用を追加される場合は、変更申請が必要です。
15	申請	OEM※が認定番号を取得したい場合は、改めて申請が必要か。	認定商品そのものを使用契約者以外が、新たに認定番号を取得したい場合は、新規申請が必要です。 なお、使用契約者が申請者にバイオマスママーク認定商品の使用を承諾した旨の文書（様式任意）を提出下さい。 ※OEMとは：認定商品そのものを使用契約者以外が販売名を変えて販売すること

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
16	申請	申請商品名と販売名の違いを説明してください。	申請商品名は、申請する商品全体あるいは商品の一部の名称です。 販売名は申請商品を販売する際の名称で、申請商品名と販売名が同一である場合もあります。
17	申請	バイオマスマークの割合証明書は現行通りということですが、材料メーカーからの証明書の提示しか受け付けないと以前御協会から助言いただきました。バイオマス度は現在日本の多くの分析メーカーで分析証明書を提示することができます。メーカー証明書以外で受付可能にはならないものでしょうか？	原材料の製造・品質・性能等に関する責任は原材料メーカーにありますので、バイオマス割合に関しても原材料メーカーによる証明書をエビデンスとしています。 これまで類似のご質問も頂いており、引き続き代替策及び運営方法の検討を進めて参ります。
18	申請	認定商品のうち、自社のほか、OEMで出荷しているものがあった場合、変更申請は必要でしょうか。それはバイオマスマークを表示しない場合や通販サイトの運営事業者様が当社の名称で当社名で表示している場合も必要になりますでしょうか。変更申請が必要な場合の申請期限はいつでしょうか。	認定商品そのものを使用契約者以外が販売名等を変えて販売する（OEM）場合、使用契約者は「バイオマスマート事業実施規則案 第13 1(9)OEM供給する場合の販売者・販売名、型式・品番の変更または追加」に従い変更申請が必要です。 バイオマスマート認定商品として表示及び販売しない場合も変更申請の対象となります。 通販サイト等で認定商品そのものを使用契約者名で販売される場合、変更申請は不要です。 「バイオマスマート事業実施規則案 第13 1」認定事業者または使用契約者は、認定商品の認定申請時の書類の内容について、次の（1）～（9）に変更が生じた場合、変更した認定商品の発売から6か月以内にその内容を様式4に記入するとともに、様式2及び様式3並びに必要に応じて添付書類を事務局に提出する、となります。
19	申請	弊社では射出成形用バイオマスプラスチックを販売しております。バイオマス度80ですが、お客様の製品には、全量を使用は出来ないので、石油由来プラスチックと混ぜて使用しています。（バイオマス度10程度）この場合、従来通りお客様ご自身がそれぞれ「バイオマス度○○%」で申請すればよろしいでしょうか？	ご認識の通り、新規申請下さい。
20	申請	宣誓書について、申請内容に違反があった場合は、マークの使用は即時停止されるのか。	今回加えた「誓約書」に関して違反があった場合、案件毎に対応を検討します。
21	申請	「バイオマスマート認定申請に係る誓約書」は、変更届を提出したら都度再提出が必要なのでしょうか？	「バイオマスマート認定申請に係る誓約書」は新規申請の際に提出頂き、変更申請の際は不要です。
22	申請	「バイオマスマート認定申請に係る誓約書」内に、「販売者・販売名、型式、品番の変更・追加（OEM供給）」という記載があるが、これはOEMした側（例えば顧客）が変更した部分があれば使用契約者が更新しなければならないということですか？	誓約書にはそのような表記はございませんが、次の通りです。 バイオマスマート事業実施細則案 第13 バイオマスマート認定商品に係る認定事項の変更申請方法 1 認定事業者または使用契約者は、認定商品の認定申請時の書類の内容について、次の（1）～（9）に変更が生じた場合、変更した認定商品の発売から6か月以内にその内容を様式4に記入するとともに、様式2及び様式3並びに必要に応じて添付書類を事務局に提出する。事務局は、（1）から（5）の変更について認定事業者または使用契約者に第18に定めるバイオマスマート変更審査料（以下、「変更審査料」という）を請求する。なお、（6）～（9）の変更申請は変更審査料を請求しない。（1）原材料の変更または追加（2）原材料の重量%の変更（3）表示バイオマス度の範囲内の認定バイオマス度の変更または追加（4）認定商品の変更・追加に伴う適合すべき法令等の変更または追加（5）用途（大分類・小分類）の変更または追加（6）製造工場の変更または追加（7）認定商品名の変更（8）原材料や配合の変更を伴わない販売名、型式・品番の変更または追加（9）OEM供給する場合の販売者・販売名、型式・品番の変更または追加

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
23	申請	様式1について、説明会内では「商品の一部分を申請商品とする場合、申請商品が組み込まれる申請事業者自身の販売品の名称を記入する。」とありますが、申請商品が商品全体の場合は、申請商品名と販売名が一致していれば省略可能であり、型式・品番のみ記入が必要という認識でよろしいでしょうか？	申請商品名が商品全体の場合であっても販売名を申請書に記載して提出下さい。
24	申請	型式が変更される場合、変更届を提出しなければならないようですが、弊社や他の仕入先でもそうですが、入数を変更した際などに品番変更となることはよくあります。	バイオスマート事業実施細則案 第13 バイオスマート認定商品に係る認定事項の変更申請方法 に従い、型式等の変更は、変更した認定商品の発売から6か月以内に「バイオスマート認定商品変更申請書（様式4）」で申請下さい。 様式4の変更事項にマークするとともに（内容）欄にその内容を記載して提出下さい。
25	申請	バイオスマート申請時に「家庭用品品質表示法の表示部分の写真」を求められるようですが、デザイン考案前の場合はどのようにすればよろしいでしょうか？	添付書類として、発売前の商品は表示に必要な試験結果等を提出下さい。
26	申請	変更審査料を改定した理由を教えてください。	変更申請の申請内容により専門家によるバイオスマート認定審査委員会の審査が必要となります。変更審査料の改定は事務手続きを含めた諸費用増に伴います。
27	マーク使用	1次使用（認定事業者による利用）のリストの提出は必要か？	不要です。ただし、認定商品名、販売名、型式・品番に変更・追加があれば、変更申請が必要です。
28	マーク使用	OEMによるバイオスマートの使用は認定番号が引き継がれるか。	認定商品をOEMが使用される場合は、認定番号は引き継がれます。 ※OEMとは：認定商品そのものを使用契約者以外が販売名を変えて販売すること
29	マーク使用	インクのバイオスマート認定商品の提供を受けた者によるマーク利用（2次利用）について、大分類の用途が変更する場合の申請はどのようになるか。	バイオスマート事業実施細則第13(5)に基づき、認定事業者が変更申請下さい。
30	マーク使用	バイオスマート認定商品の提供を受けた者によるマーク使用（二次利用）が判りにくいのですが、①のパターンで我々のようなコンバーターが認定事業者であるインキメーカーのバイオスマートを使用した場合、現在は事務局に直接確認させていただいているものはそのままで、CCに認定事業者であるインキメーカーを追加すればいいのでしょうか。資料31ページでは良さそうなのですがそれ以外ではインキメーカーを通してしかできないとなっているので、明確に教えていただきたいです。	ご指摘の通り表示案確認メールを事務局に送信する際、使用契約者がCCに入っていれば問題ありません。 (注) ご意見・ご要望の補足 説明資料P.29 7. バイオスマートの表示と販売品の管理～表示～ のパターン① 説明資料P.31 7. バイオスマートの表示と販売品の管理～販売品の管理～
31	マーク表示	バイオスマート認定商品の提供を受けた者によるマーク使用（2次利用）について、2次利用者は認定事業者をCCに入れることで、事務局へのマークデザイン確認は可能か。	ご認識の通り可能です。表示案確認メールを事務局に送信する際、使用契約者がCCに入っていれば問題ありません。
32	マーク使用	バイオスマートの二次利用（バイオスマート認定商品の提供を受けた者によるマーク利用）に関して、事務局に使用契約者以外が表示の確認を行う場合「使用契約者がCCとして入っていれば良いとのことですですが、使用契約者とはどこまでを示すのかを明確にしていただければと思います。 使用契約者の貴協会に担当としてアドレスが登録されている方でないとダメなのか、対企業の営業担当者でよいのか？等です。 例えば@以降のドメインが使用契約者と同じ（同企業関係者）であればよいとかを明確にしていただければと思います。	使用契約者とは協会とバイオスマート使用契約を締結している事業者の方です。 使用契約者の方であれば良いですが、バイオスマート使用契約者と利用者間で取り決めて下さい。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
33	マーク使用	使用契約者をCCに入れて表示案を送る、とあるが、発売前の表示案は秘密情報であるため、使用契約者のインキメーカーにも見せることができない。その場合の対応を考慮してほしい。	使用契約者の承諾によるバイオマスマーク認定商品の提供を受けた者によるバイオマスマート利用（二次利用）は、使用契約者の管理の下で使用します。二次利用者が発売前に使用契約者に開示できない場合は、使用契約者がバイオマスマートの使用を承諾している旨を事務局にご連絡下さい。発売後、二次利用者は、使用契約者及び日本有機資源協会へバイオマスマート表示（認定番号、販売者名、販売名）を報告下さい。
34	マーク使用	パッケージにバイオマスマートを入れた場合に新規デザインを外部に出すことができないため、パッケージの外径枠線にマークのみを入れたデータで有機資源協会に提出しています。そのためインキメーカーにも情報としては品名程度の情報しか渡せませんが問題ないでしょうか？	ご認識の通りで問題ありませんが、バイオマスマート以外の情報として、バイオマスマートに関連する表記及び説明文も見える状態で提出下さい。バイオマスマート認定商品の提供を受けた者によるバイオマスマート使用（2次利用）については、表示案を使用契約者を通じて（あるいは、CCに使用契約者を加えて）事務局へ提出下さい。事務局にて表示案を確認し、3営業日以内に認定事業者及び2次利用者へ連絡します。
35	マーク使用	使用契約者とOEM先が同じ認定No.を使用する場合、OEM先の販売名が協会ホームページで認定商品検索画面に掲載されるのか。 OEM先が使用契約者情報を公表したくない場合（同じ認定No.を表記したくない）、どうするか。	当協会の認定商品検索ページにて認定番号検索可能ですが、販売名の公表は必須ではありません。ただし、販売品のバイオマスマート表示によって使用契約者とOEM先のつながりが紐付されるため、これを避けるめには、OEM先が新たに申請して認定を受けることが可能です。
36	マーク使用	「事務局が使用契約者に対し、バイオマスマート使用契約更新時に過去2年間の販売品リストの提出を求める」とありますが、どこまでの情報が必要か教えてください。あくまで商品(名)だけでしょうか？	バイオマスマート認定商品を使用している販売者と販売名のリストになります。リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。
37	マーク使用	バイオマスマート認定商品の提供を受けた者によるマーク使用（2次利用）の場合、過去2年間の販売品リストは2次利用されるお客様の認定商品の販売品リストを提出する、ということになりますでしょうか。	「別添2 バイオマスマート使用の手引き（案）第3 バイオマスマートの使用権 1 使用契約者に属す使用」にて、「使用契約者がバイオマスマート認定商品を提供する先で、それを商品の一部に使用する場合は事務局の指示する方法で届け出る。」としています。具体的には、「事務局が使用契約者に対して、バイオマスマート使用契約更新時に過去2年間の販売品リストの提出を求める」ことを考えております。リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。 また、使用契約者が提供した先のものがバイオマスマート認定商品そのものの販売名、型式・品番を変更して販売する場合は、使用契約者が様式4を用いて、バイオマスマート認定商品を提供した先の者が販売する販売名、型式・品番を申請下さい。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
38	マーク使用	<p>使用契約者以外が商品の一部に認定商品を使用する場合、使用契約更新時に過去2年間の販売品リストの提出を求める、説明資料に記載がありますが、複数の事業者にマークを使用してもらっている場合、一括して販売品リストを協会に送付する必要があるのでしょうか。</p> <p>また、使用契約者自身の過去2年間の販売品リストも同時に提出が必要でしょうか。</p>	<p>「別添2 バイオマスマーク使用の手引き（案）第3 バイオマスマークの使用権 1 使用契約者に属す使用」にて、「使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供する先で、それを商品の一部に使用する場合は事務局の指示する方法で届け出る。」としています。具体的には、「事務局が使用契約者に対して、バイオマスマーク使用契約更新時に過去2年間の販売品リストの提出を求める」ことで考えています。リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。さらに、使用契約者が提供した先のものがバイオマスマーク認定商品そのものの販売名、型式・品番を変更して販売する場合は、使用契約者が様式4を用いて、バイオマスマーク認定商品を提供した先の者が販売する販売名、型式・品番を申請下さい。また、使用契約者自身の販売品の販売名、型式・品番の変更是、その旨を変更申請下さい。</p>
39	マーク使用	バイオマスマーク認定商品の提供を受けた者によるマーク使用（2次利用）について、認定事業者がそのリストを2年間の2次利用すべてを報告することが必要か。	2次利用リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。
40	マーク使用	OEM先の情報をお問い合わせになりますが、100%守ることは難しいと思われます。（二次卸から三次卸へ、三次卸から四次卸へと販売先が広がっていく可能性がありますが、二次卸以降の企業がそれを必ず守ってくれるかどうかは保証できないため。）守れなかった場合の罰則等はあるのでしょうか？個人的な意見としては、そこまで厳密にしてしまうと販売先が限られ、それが反対にバイオマスマート普及の妨げになってしまわないか心配です。せめて、事前に貴協会へデザイン案を確認する際に必ず使用契約者を通す（またはメールのCCに追加）予定である名入れ品などのみに緩和していただきたいです。	<p>バイオマスマート使用契約に基づくバイオマスマート使用の許諾を明確にするため、OEMであれば変更申請下さい。</p> <p>2次利用であれば、認定商品の2次利用者の販売名リストを契約更新時に提出下さい。2次利用リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。</p> <p>現時点での罰則は考えておりませんので、ご対応をお願い致します。</p>
41	マーク使用	OEM供給する販売品の情報は、弊社⇒顧客への販売時の情報を記載するのか、顧客⇒更に先の顧客への販売時の情報を記入するのか、どちらになりますか？	<p>バイオマスマート使用契約に基づくバイオマスマート使用の許諾を明確にするため、OEMであれば変更申請を実施下さい。2次利用であれば、認定商品の2次利用者の販売名リストを契約更新時に提出下さい。2次利用リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）</p>
42	マーク使用	環境マーク（環境ラベル）の運用は、管理者（商標権者）と一般消費者だけでなく、環境マークに関連する、あらゆる関係者や団体を考慮しながら、協力して行うものと、当社は考えております。その際に、環境マークの使用契約を理由にして管理者（商標権者）から使用契約者（認定商品のメーカー・インキメーカー）に対して不利益となるルールの制定や約款の改訂を一方的に行なうことは、民法（約款）や独占禁止法（優越的地位の濫用）に該当する可能性があり、今回の改訂内容に以下①②③の通り異議を申し上げます。	ご意見ありがとうございました。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
42	マーク使用	<p>①当社はバイオマスマークの使用料金を支払いしております。この使用料は事務局のマークの管理・運用のための費用と認識しております。更新時に使用契約者が「リスト」を提出するという管理・運用に対する改訂案について、そもそもリスト作成の目的や理由、法的な根拠等をご説明願います。その「リスト」は、どのような内容のリストなのか？提出を求める内容・項目等に関する詳細についてご説明願います。また、同じく、第三者機関認証タイプの「エコマーク」ではリストの提出は求められていないが、バイオマスマークに関しては、なぜ？リストの提出が必要なのでしょうか？</p> <p>②バイオマスマークには識別用の番号が表示されているので、この番号によりバイオマスマーク認定品に関するトレーサビリティーが可能であり、JORAホームページで認定商品情報を公開しているので、消費者保護が出来ているのと考えられます。マーク使用時（2次使用時）の表示確認をしている目的や理由、法的な根拠についてご説明願います。また、表示の確認方法について、全数確認を行う必要性があるのでしょうか？抽出確認（サンプル確認）でも良いのでは？ないでしょうか？</p>	<p>①②認定商品の提供を受けた者によるバイオマスマーク利用（2次利用）について、使用契約者様がバイオマスマーク使用を承諾されている事業者及び商品を確認する仕組みがなく、市場にあるマーク使用の実態把握が不十分でした。バイオマスマーク使用時の表示確認は、適正な表示と説明がなされていることを確認することが目的ですが、今回運用を補強し、加えて2次利用リスト（認定商品毎の販売者、販売名）を提出して頂くことで利用実態を把握し、使用契約者様のご協力により管理強化を図りたいと考えております。</p> <p>また、2次利用リストは使用契約者様が把握しているものを提出下さい（少なくとも使用承諾している販売者及び販売名）。</p>
42	マーク使用	③「bm_説明会資料_公開用_ver2」PDFの35ページ、お客様と当社のバイオマスマークの使用許諾に関して、書面を交わす等の指定の許諾方法はございますか？ 今後、書面を交わす必要があれば、許諾書式のご提示をお願いします。	③協会指定の方法や契約書様式はありませんので、バイオマスマーク使用契約者と利用者間で取り決めて下さい。
43	マーク表示	認定商品が製品全体の場合、使用部位を全体と記載するのか。	使用部位は消費者等にバイオマスマーク認定商品である部位を明確に伝わるものとして下さい。認定商品本体へ直接表示する場合、使用部位の表示を省略できます。
44	マーク表示	<p>バイオマスマークの表示での部位表示ですが、パッケージもしくはホームページ等で表示する場合</p> <p>商品全体の場合</p> <p>使用部位：全体</p> <p>との表記は不要なのでしょうか</p> <p>7.バイオマスマークの表示と販売品の管理～表示～ 参考事例2で使用部位の表示がなかったので、確認したく、ご回答よろしくお願いいたします</p>	<p>ホームページ、カタログなどは使用部位の表示または説明が必要です。</p> <p>認定商品本体へ直接表示する場合、説明会資料（バイオマスマークの表示と販売品の管理～表示～P.29）の該当箇所（パターン②）の通り、使用部位の表示を省略できます。</p>
45	マーク表示	バイオマスマークの原版・色：緑色（C95% M35% Y100% K25%）となっていますが弊社がグラビア印刷でフィルムに印刷しているため印刷ずれを考慮しCMYK4色掛け合わせはできれば控えたい。（それで文字が読みにくくなる）単色表現も可能だと思いますので可能な場合は4色使用するという認識で良いでしょうか？（CMYKを使用しているデザインでもK単色で提案している）データでの指定濃度になるとCMYKはグラビインキとオフセットインキでも濃さが異なるため仕上がりの色が異なります。そこは問題ないでしょうか？指定があるけどインキによって色が異なるので濃度を指定%にしても統一感としては出でていないのではないか？	バイオマスマークの色は、単色塗りつぶしで華美な色でないこと、ロゴと文字情報が同色であること、白抜きで背景が単色であること、ロゴ、表示バイオマス度、文字情報が全て縁取りされていれば、原版の色を変更しても構いません。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
46	マーク表示	インキの表示について説明してください。	<p>「バイオマスマーク表示ガイド（案）6.1インキ」に記載しています。バイオマスマークには使用部位の記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインに使用しているインキが全てが表示している認定番号のインキを使用している場合には、使用部位：インキと記載して下さい。 ・デザインに使用しているインキの一部に表示している場合には、バイオマスマーク表示ガイド6.1.2~6の記載に従い使用部位を記載下さい。 ・なお、認定商品のインキとそれ以外のインキで調色した場合には、バイオマスマークの表示は不可ですので、新たにバイオマスマークの認定申請下さい。
47	マーク表示	<p>印刷現場では、複数インキを調色するUV印刷などの方法のほか、水性フレキソ、グラビア印刷等でインキに水や溶剤・添加剤等を加えて粘度や乾燥性を調整して使用する場合があります。</p> <p>このような調整を行う場合でも、「使用するインキ自体がバイオマスマーク認定商品である」ことをもって、製品表示として「使用部位：インキ（またはインキの一部）」と表示できる要件を満たす、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もし追加の条件や留意点がありましたら、次の点も含めてご教示いただけますと助かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整に用いる溶剤・添加剤等の扱い（要件への影響有無、表示上の考え方） 	<p>印刷現場で、認定商品（インキ）に添加剤等（溶剤を除く）を加えて粘度や乾燥性を調整して使用する場合は、「使用部位：インキの一部」と表示下さい。</p> <p>また、「使用部位：インキ」としたい場合は、必要な原材料を入れたインキを申請下さい。</p>
48	マーク表示	Aインキメーカーのインキ（3色）を使用。Bインキメーカーのインキ（3色）使用で6色印刷したものでバイオマス度がA B同じ場合、使用量、使用面積どちらが多いかどうか正確に分からぬ場合はどうすればよいでしょうか？ 感覚で選んで良いのでしょうか？	<p>Aインキメーカーのインキ（3色）及びBインキメーカーのインキ（3色）の計6色を使用する場合、バイオマスマークは別々に表示します。なお、バイオマス度が同じ場合、インキ使用量・面積が明確でなければ、いずれか一つのバイオマスマークの表示で構いません。</p> <p>一方、バイオマス度が異なり、インキ使用量・面積が明確でない、かつ高い方のみを表示される場合、使用部位はインキ（○○色）との明記が必要です。</p>
49	マーク使用	ピンクのインキの場合、赤と白のインキを混調する。その場合のバイオマスマークの使用が可能か。	<p>赤が認定商品で白が認定商品でない場合は不可です。</p> <p>赤も白も同じ認定番号で、調色する旨を記載されている場合は使用可能で、型式変更の申請は不要です。</p>
50	マーク表示	化粧品パッケージや試供品等は非常に袋サイズが小さく表示面積やデザイン性の関係で文字サイズが4P程度のものが非常に多いためバイオマスマークも小さいのが好まれる傾向にあります。サイズ規定が入ると敬遠される可能性はあります	<p>ご意見有難うございました。</p> <p>印刷スペースの都合などでロゴ部分の縮小は可能、文字情報は視認できるサイズとして下さい。ご質問のパッケージでバイオマスマーク以外の表示も含めて許容されるものであれば、その旨を記載して事前確認連絡下さい。</p>
51	マーク表示	バイオマスマーク表示ガイド改定にて、バイオマスマークの文字の大きさは必要に応じて変更可とのことです。が、フォントはMS Pゴシック（認定番号はArial Regular）以外のものを使用することはNGでしょうか。	基本的にMS Pゴシック（認定番号はArial Regular）ですが、バイオマスマーク表示ガイドに記載の通り、角ゴシック系フォントも使用可能です。
52	マーク表示	手に取るサイズの認定商品の文字サイズについて、製品に8ポイントで刻印しており、印刷は使用していない。印刷で6ポイント以上の設定で問題ないのでないか。	ご意見有難うございました。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご回答
53	マーク表示	バイオマスマークの文字情報のサイズにつきまして、フォントサイズの指定の話題がございました。現在、商品ラベルに記載している文字情報のフォントサイズが5.5ptです。規定サイズを設定いただく場合は5.5pt以上でお願いできますと幸いです	ご意見有難うございました。
54	マーク表示	バイオマスマークの表示サイズに関する意見ですが、レジ袋などの商品と看板のようなものでサイズが異なると思いますが、印字する製品のサイズに対しXX%などといったサイズ規定を設ければ、どのような商品でも共通してサイズがイメージできるのではないかと思います。	ご意見有難うございました。
55	マーク表示	バイオマスマークとともに記載する説明文とは、製品本体の説明文のみではなく、バイオマスマートを掲載したチラシやカタログの文言も説明文に含まれますか。	バイオマスマート印字に付随する説明文全般が、バイオマスマート表示案の確認対象です。 製品本体の説明文やカタログに記載する説明文は、環境表示ガイドライン（環境省）に従い、事業者責任において記載下さい。
56	マーク表示	説明会資料38ページにバイオマスマート表示例が2つあります。「使用部位：〇〇」と「この商品の〇〇には・・・使用しています」のどちらでも可能という解釈でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
57	その他	今回の期限に間に合わない質問が発生した場合は通常通り申請用窓口へお問合せすればよろしいでしょうか？	意見募集期間中に頂いたご意見及び回答は当協会のHPに公開します。期間外のご意見・ご質問につきましては、下記へお問い合わせ下さい。 マーク全般のお問い合わせ： mark@jora.jp
58	その他	今回皆さんから収集した意見や質問は、しばらくの間残していただけますと幸いです。	諸規程改定は2026年6月受付〆切の申請受付分からです。頂いたご意見及び回答は、諸規程改定後、QA集などで公開予定です。
59	その他	イレギュラー対応に関して知りたい。	バイオマスマート全般は mark@jora.jp へお問い合わせください。